

諫早市手話言語条例をここに公布する。

平成30年3月27日

諫早市長 宮本明雄

諫早市条例第5号

諫早市手話言語条例

手話は、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語である。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合う手段として、手話を大切に育てこられたが、手話によって必要な情報を得ることや意思疎通を図ることができる環境は十分に整っておらず、多くの不便や不安を感じながら生活されてきた。

こうした中で、平成18年の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が全ての加盟国により採択され、手話が言語として世界的に認められた。わが国においても、平成23年に障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されたことにより、手話が法律上初めて言語として位置付けられ、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

諫早市は、手話が言語であるという認識に基づき、具体的な施策を推進し、ろう者及び手話に対する理解を深め、地域で支え合い、お互いの人格と個性を尊重し合い共生する社会を実現するため、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び市内で事業又は活動を行う者（以下「事業者等」という。）の役割を明確にするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、基本理念に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関すること。
- (3) 手話通訳者の確保及び養成等の意思疎通支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項

3 推進方針は、市が定める障害者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 推進方針を策定若しくは変更する場合又は推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合には、市は、ろう者その他関係者の意見を聴くものとする。

5 推進方針は、これを公表するものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。